

令和7年度 北多摩西部地域保健医療協議会 生活衛生部会 会議録

1 開催日時

令和8年2月16日（月曜日） 午後1時30分から2時42分

2 会場

東京都多摩立川保健所 講堂での集合とオンラインのハイブリッド方式

3 議事

(1) 報告事項

- (ア) 地域保健医療推進プラン中間評価のスケジュールについて
- (イ) 令和7年度薬事分科会報告
- (ウ) 「小学生を対象とした食肉を原因とする食中毒予防の効果的な普及啓発」について
- (エ) 課題別推進プランの取組状況報告
 - ①令和7年度「若者の自殺対策を推進するための地域ネットワークの構築」
 - ②令和8年度「圏域における災害時対応力の向上」

(2) その他

4 委員名簿 10名（令和7年10月20日現在）

（敬称略）

一般社団法人国分寺市医師会会長	奥 山 尚
一般社団法人国立市医師会会長	春日井 啓悦
一般社団法人東京都武蔵村山市歯科医師会会長	小 山 亨
公益社団法人東京都薬剤師会相談役	上 村 直 樹
東京都立川食品衛生協会会長	岡 部 直 士
立川環境衛生協会会長	佐 伯 雅 斗
公募委員	宮 本 直 樹
国分寺市健康部長	新 井 宏 伸
国立市地域包括ケア・健康づくり推進担当部長	葛 原 千 恵 子
東京都多摩立川保健所長	中 坪 直 樹

5 欠席委員 新井委員

令和8年2月16日

開会：午後1時30分

○吉井市町村連携課長　それでは、時間になりましたので、ただいまから令和7年度北多摩西部地域保健医療協議会の生活衛生部会を開会します。

本日はお忙しい中、ご出席いただき、ありがとうございます。私は、立川保健所の市町村連携課長の吉井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の会議でございますが、Webとの併用ということで実施させていただいております。委員10名のうち、会場でのご参加は6名の予定でございます。Webでのご参加が3名の予定ということですが、国分寺市の健康部長の新井委員が今日のご欠席、それから立川環境衛生協会会長、佐伯委員が少し遅れるということでご連絡をいただいております。

それでは、最初に本日もお配りしている資料の確認をさせていただきます。

本日の会議次第が一番上でございますが、この会議次第の裏面に配付資料のリスト、今日は1から9まで記載をいたしております。

まず、資料1が本日の生活衛生部会の委員名簿となっております。それから、資料の2が地域保健医療協議会の設置要綱、資料の3が部会の設置要領、資料の4が地域保健医療協議会の会議体系です。そして、資料の5が地域保健医療推進プランの進行管理表、A3の横になっております。それから資料の6が3点ありまして、資料の6-1が、11月に開催した薬事分科会の次第と資料6-2、6-3が関連資料ということになっております。

その後ろに、資料7、小学生を対象とした食中毒予防の普及啓発事業の紹介がありまして、その後、その参考資料が続いております。

資料8が、令和7年度課題別プランの取組報告ということで、これは若者の自殺対策を推進するための地域ネットワークの構築についてということでの報告の資料になります。

最後は資料の9、令和8年度の課題別プラン、圏域における災害時対応力についてということで、A4横の資料1枚となっております。

それから、こちらご参加の委員の皆様にはご意見シートと、あとは困ったときの伝え方ガイドという小さい冊子をお配りさせていただいております。

もし、不足等ございましたら、事務局までお申しつけください。

さらに、貸出用ではございますが、この地域保健医療推進プランの冊子も今日は机の上に置かせていただいております。こちら、申し訳ないですが、会議が終わりましたら、机の上に置いてお帰りいただきますようお願いいたします。

なお、この部会は公開での開催ということになっておりまして、多摩立川保健所のホームページで開催の告知、それから傍聴の募集を行ったところです。本日、傍聴者はおりませんが、この会議の議事録、それから配付資料等については、後日ホームページで公表をさせていただく予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たり、保健所を代表しまして、多摩立川保健所長の中坪からご挨拶を申し上げます。

○中坪保健所長　ただいまご紹介いただきました多摩立川保健所長の中坪と申します。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。また日頃より当保健所の保健衛生行政にご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。重ねて御礼を申し上げます。

今年度のこの北多摩西部地域保健医療協議会ですけれども、昨年10月に開催させていただいたところですが、協議会に設置されている三つの部会におきまして、順次今後開催する運びとなりました。このうち、この生活衛生部会は、食品衛生、環境衛生対策等に関する専門的事項について検討することとしております。

本日の部会におきましては、地域保健医療推進プランのスケジュールについて、昨年11月に開催されました、令和7年度薬事分科会について、また、小学生を対象とした食中毒予防の普及啓発等の取組等について、ご報告させていただく予定となっております。

本部会におきましては、地区医師会や歯科医師会、薬剤師会の先生方、また食品衛生協会、環境衛生協会の代表の方々、市の健康部門の代表の方、あと一般公募の方など、各専門の委員の皆様方にご参加をいただいております。本日は、委員の皆様方から忌憚のないご意見をいただきまして、圏域における環境衛生であるとか、食品衛生対策に関する取組について、ご理解をいただくとともに、地域の保健衛生の向上と健康で安全な地域づくりにつなげていきたいと考えております。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○吉井市町村連携課長　ありがとうございました。

それでは、次第の3、委員の紹介でございます。本来であれば、お一人ずつご紹介すべきところかと思いますが、進行の都合上恐れ入りますが、座席表と資料の1、委員名簿にてご紹介に代えさせていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

続いて、部会長の選任ということで、この部会長については、協議会の設置要綱第7によりまして、委員の皆様による互選ということになっております。部会長について、委員の皆様、いかがでございましょうか。

○中坪保健所長　これまでも、こちらの部会長を務めておられました、東京都薬剤師会の上村委員を推薦したいと思っておりますけれど、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

○吉井市町村連携課長　ただいま上村委員を部会長にとのご推薦をいただき、異議なしということでございます。ありがとうございます。

それでは、皆様にご賛同いただきましたので、東京都薬剤師会相談役の上村委員に部会長をお願いしたいと思います。

それでは、ここからは、上村部会長に進行をお願いいたします。その前にもし一言何かありましたらよろしいでしょうか。

○上村部会長 皆さん、こんにちは。

今、選任していただきました、東京都薬剤師会の上村と申します。

不慣れではございますけども、また今年度もよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、議事に入ってよろしいでしょうか。

それでは、会議次第に沿って議事を進めます。

まず、次第の5、議事1、報告事項の（ア）北多摩西部保健医療圏地域保健医療推進プラン（令和6年度から令和11年度）中間評価スケジュールについて、事務局からご説明をお願ひします。

○吉井市町村連携課長 それでは、ご説明いたします。

資料の5、A3横の資料になっております。折り込んでおりますので、伸ばして見ていただきたいと思ひます。

こちらは北多摩西部の地域保健医療推進プランの進行管理スケジュールとなっております、この現行の地域保健医療推進プラン、こちらは、令和6年度に改訂したもので、このプランの計画期間が令和6年度から令和11年度の6年間ということになっております。

この進行管理スケジュールでは、計画期間を含むこの令和6年度から令和12年度までの大まかなスケジュールをお示ししております。今年度が令和7年度ということですので、左から2番目のところですね。ここの昨年10月20日に、この地域保健医療協議会、この部会の親会に当たる協議会を開催しまして、ここで大まかなこのスケジュールをご提示させていただいたところがございます。今年度においては、令和7年度の上のところの網かけの部分、ここに2月、3月にかけて、この三つの専門部会を順次開催していくという予定になっており、本日はその内の一つでありますこの生活衛生部会を開催しているところということになります。

今後の予定としましては、来年度の令和8年度、このプランの中間評価を実施する予定となっております、まず10月頃に開催する予定のこの地域保健医療協議会親会に当たるこの協議会において、中間評価の実施について、私どもからご説明をさせていただきます。その後、圏域内の各市あるいはこの保健所内で調査等を行いまして、この中間評価の暫定案を各部会にお示しいたします。そこでいただいたご意見なども踏まえまして、その次の年の令和9年の恐らく9月頃になるかと思ひますが、地域保健医療協議会の親会で、この中間評価案をご提示して、ここで評価の決定を行うというようなスケジュールになっております。

その後は、少し先の話になりますが、中間評価後の課題などを踏まえて、令和10年度、11年度と引き続きプランに従って事業を展開してまいります。そしてこのプランの最終年度、令和11年度に現行プランの最終評価を実施する予定ということになっております。このプランの最終評価の流れも、この中間評価とほぼ同様の流れとなっております、令和11年度の地域保健医療協議会でプランの最終評価の実施についてご案内をして、最終評価の実施を進めてまいります。最後の令和12年度の協議会で、この最終評価案を提示して決定を行うというような流れで進めていく予定となっております。

大変大ざっぱな説明ですが、プランの進行管理のスケジュールについての説明は以上でございます。

○上村部会長　　ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明についてご意見、ご質問等がございましたら挙手をお願いします。いかがでしょうか。

特によろしいでしょうか。

それでは、続きまして、(イ) 薬事分科会報告について事務局から説明をお願いします。

○鎌田生活環境安全課長　　生活環境安全課長の鎌田と申します。

私から、昨年の11月10日の日に開催いたしました薬事分科会の報告をさせていただければと思います。資料の6-1をご覧ください。

こちらの議事についてですが、例年の薬育活動の取組の報告のほか、偽造処方箋対策、医薬品適正使用推進に係る啓発資材の作成について報告いたしまして、出席者からご意見をいただいたところがございます。薬事分科会での議事の(1)、(2)のところの薬育教育についてですが、こちらは保健所が実施いたしました薬育普及の取組として、管内6市の小・中学校の生活指導主任が集まる会議における情報提供を行ったことについて報告いたしました。生活指導主任会議での情報提供内容といたしましては、若年層で増加する大麻乱用の現状や、その危険認識の低さについて、また市販薬オーバードーズが急増している実態について説明したほか、精神保健福祉センターなどの相談機関の活用や、この保健所のホームページ等々での、薬育関連資料の活用や啓発資材など、動画について案内を行ったところがございます。

今後も薬育教育の普及に向けて、各市の教育委員会との連携を継続し、教員の支援、また若年層への啓発を進めていく方針としております。

続きまして、薬事分科会の議事の3の偽造処方箋対策についてでございます。今回、こちらの報告をいたしました背景といたしまして、令和7年の2月と3月に、複数のクリニックで正規に発行されたお薬の処方箋がカラーコピーされて、またそれが複数の薬局で持ち込まれてしまい、向精神薬が不正に入手されたという事案が発生いたしました。保健所といたしましては、昨年薬剤師会に対して、偽造処方箋の発見に関する情報提供文書を発出いたしまして、そのような処方箋を発見した際には、速やかに警察へ通報して、保健所にも情報提供するよう注意喚起を行ったところがございます。

また、薬事分科会では、資料をおめくりいただきまして、資料6-2として配付しております都庁で作成しております「処方箋の偽造、変造は犯罪です」の注意喚起のポスターを紹介いたしました。こちらのポスターは、薬局などで掲示いただきまして、患者さんに注意喚起することを目的としているものとなっております。こちらのポスター、A4サイズのものなんですけど、こちらは管内の全ての薬局にも配布をしているところがございます。

また、薬事分科会の委員から、一人の患者さんが複数の医療機関を受診して、それぞれの医療機関で同じ薬を処方してもらう、いわゆる多重受診というものも問題となっているというご意見をいただいたところがございます。こちらは、過量服用、飲み過ぎの懸念がある場合については、処方医との相談をしていただきたいこと。また、たくさんお薬をもらって、それを例えば転売をしてしまうとか、そういった犯罪が疑われる場合においては、保健所に相談いただきたい旨をこちらから回答させていただいたところがございます。

続きまして、薬事分科会の議事の（４）の医薬品適正使用推進に係る啓発資材の作成についてでございます。こちらは、資料６－３をご覧ください。

薬剤師は、乳幼児期から老年期まで、全ての世代の医療や健康維持の場面で深く関与している職業の方でございます。平成２７年の患者のための薬局ビジョンによりますと、薬局は、医薬分業の原点に立ち返って、現在の調剤メインの薬局から患者本位の薬局へ再編させること、また、健康相談やセルフメディケーションの支援などの健康サポート機能を備えることが期待されているところでございます。

そして、平成２８年からかかりつけ薬剤師・薬局の機能と健康サポート機能を備えた薬局が健康サポート薬局として、保健所に届け出る制度が始まりました。

しかし、その一方で地域保健推進プランにも記載しているところなんですけれども、健康サポート薬局制度については、まだまだ住民への認知度が低い状況にございます。このような状況について、「相談できるのは分かるんですけれども、いつ相談すれば分からない」、「利用者の視点での相談の入り口が見えにくかった」という意見があり、指摘されているところでございます。

そこで、保健所の取組といたしまして、地域住民や患者に対して、薬剤師の役割や関わることのメリットを分かりやすく伝えることを目的に、長い期間活用でき、配布しやすく、また見やすい啓発資材の作成を進めております。具体的には、乳幼児期から終末期といった人生のライフステージごとに、薬剤師が支援できる内容、また制度について紹介するもので、長く目に触れるということで、年間のカレンダー形式のポスターを想定しております。こちらを学校や人々が集まる公共施設で、目に触れる場所に掲示いただき、こういった場面で、どんな相談ができるのかということを普及啓発していきたいと考えております。

こちらの資材につきましては、現在作成中であり、３月には各関係機関へ配布できることを予定しております。

以上でございます。

○上村部会長　ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明について、ご意見、ご質問等ございましたら、挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

では、宮本委員、どうぞ。

○宮本委員　すみません、お先に。

宮本でございます。

資料６－２のコピーをしないようにという偽造、変造の啓発の、これは大変私も驚きまして、こういうことをする人がいるのかと。やはり、こういうことをすると、正直に真っ当に暮らしている者としては、本当に利用されてしまっているという感覚で、非常に残念に、はっきり言う腹立たしく思うわけであります。

これをそういう事例が見つかりましたというお話でしたが、これは氷山の一角の可能性があるのか、それともこういうことをやると、後になって必ず分かるものなのか、そこをちょっと教えていただきたいというのが一つ。

それから、もう一つは、その事例が実際に発覚して、こういうことをやった方というのは、どの程度追及なさったのか、追跡なさったのか。なぜこういうことをしたのか、こういうことをして結局どういう得を得ているのか。そういうところまで追いかけていかないと、実態が把握できないんじゃないかなと思うんですね。せつかくそういうところが分かったのであれば、それをよく研究して、再発防止につながるヒントになるのではないかなと思ったので。

ただ、皆さん福祉部局の方は本当お優しく、注意喚起にとどめて、あまり個別の追求、警察には届ける程度で、あまり追っかけていかないんじゃないかななんて素人考えではそんなふうに感じてしまったので、どの程度までなさるのか、その2点を教えていただければと思います。お願いいたします。

○鎌田生活環境安全課長　ご質問ありがとうございます。

まず、質問の1点目なんですけれども、後で分かるのかということについてですが、こちらのものにつきましては、結論から言うと分かるということでもあります。お薬の場合、健康保険を使って受け取ります。保険を使うと保険請求が発生しますが、同じお薬の請求が別の薬局から2つ請求があったということが、後で分かるんですね。そうすると後で分かった薬局側に関しては、保険が認められなくなってしまうということがあります。なので、そのときには気づかなかったけれども、後々よく見たら偽造であるということが分かるというケースがあります。

また、そのときに分からなくても、別の薬局で気づけて、今回のように各薬剤師会さんを通じて注意喚起をするケースがあります。大体こういう場合は複数回行われていたということがございまして、その患者さんについて調べると、やっぱり偽造であったということが、後から分かるというケースが多いです。

こういった方々がどういった得を得たのかということなんですけれども、一つのものとしては、やはり自分でお薬をたくさん飲みたいという、向精神薬ですと、ちょっと多めに服用したいという理由です。ドクターとしては、適正量を処方しているところですが、物足りなさを感じる患者さんが時々いらっしゃるもので、それでもらってしまうというケース。

あとは、お薬がもしかしたら無くなってしまったら困るというその不安感でもらってしまう。そういったケースがあるかと思います。中にはそれを不正に転売する可能性もゼロではないかなと思うんですけれども、偽造処方箋をされる方というのと、やはりご自身の使用分として使うケースが割と多いという印象でございます。

○上村部会長　よろしいでしょうか。

春日井先生も手が挙がっていますが、まず先に佐伯委員、よろしくお願いします。

○佐伯委員　私も、宮本先生と同じように、これ一体どういう目的でこのコピーをしていらっしゃる方がいるのかなというのがちょっとお聞きをしたかったのと、処方箋を例えばコピーしたら、役所で出る文書みたいにコピーみたいなのが出るような、さすがにそういうシステムにするのは難しいのかということと、あと、同じような病気で複数の医療機関にかかった方は、恐らくすぐ分かると思うので、そういう方に対しては、その後何かのペナルティーとか、処置が行われているのかというのをちょっと確認しておきたいなと思った次第でございます。

○鎌田生活環境安全課長　　ありがとうございます。

処方箋で偽造防止に関しては、恐らくそれを発行している医療機関さんで、そこまでの費用をかけて発行されているケースは少ないかなと思います。ただ、今、電子処方箋というようなものができてきておりまして、電子処方箋を渡された方は1回しかその処方箋は使えなくなりませんので、電子処方箋ですと、偽造されるというか、ダブって使われることがなくなるというところがございます。

ペナルティーについてなんですけれども、保険上のペナルティーは、把握はしておりませんが、やはり今回偽造処方箋を使うことによって、薬局に一定程度被害が出ますので、警察としても、被害が出ているということで、事件として着手するというケースはあるかと思います。

○上村部会長　　それでは、Webから。春日井先生、どうぞ。

○春日井委員　　国立市医師会の春日井と申します。音声は聞こえていますでしょうか。

○上村部会長　　聞こえています。

○春日井委員　　ありがとうございます。

向精神薬に関しては、僕も診療しながら、とてもデリケートな薬だなというふうに理解をしていて、かつて普通に信用していて、寝るだけだからと言って出していた子が、服薬自殺で本当に亡くなっちゃったケースがあって、できればそんな薬は出したくないなと思って対応しているんですけども、昨今、マイナンバーカードによる保険証がほとんど動くようになったので、基本的に処方履歴や何かを閲覧することが可能というふうな話になっていると、重複でもものを出していることというのはチェックできるんですけども、中に、私はそれは許可しないんですけど、お薬手帳も持ってこないような方がいて、この子は一体どれだけ薬を持っているのだろうと思いつつながら、間隔が1か月空いていれば、そこで処方しているんですけども、これほかの医療機関で同じように、偽造ではないですよ。偽造ではなくて、ほかの医療機関でも同じように向精神薬が出てきたという話になったときに、これチェックされて、それが僕らに分かるような方法というのは、存在するのでしょうか。

何となくいつも睡眠薬を飲む方たちに関しては、何か嫌だな。でも寝れないのはしようがないよねと思いつつながら薬を出しているという現状があって、転売することはあまりないんじゃないかと思いつつながら、オーバードーズになってはいないかと思いつつ、とても心配をしています。

何か示唆していただくことがあれば、教えていただきたいなと思いつつ、手を挙げました。よろしく願いいたします。

○鎌田生活環境安全課長　　ありがとうございます。

先生がおっしゃるように、今、マイナ保険証と電子処方箋で、実はすぐに処方歴というのが照会してチェックすることができるようなシステムになっております。ただ、一方で、またそれも先生のご経験がございますとおり、マイナ保険証による、履歴の閲覧を認めないみたいな形

にされてしまうと、なかなかその過去の処方歴まで閲覧ができないというケースが、今現状あるかと思います。そのところはなかなかシステム的に閲覧を認めるチェックを必須としない限りは、現時点ではなかなか難しいかなと思っております。なので、お薬手帳も持っていない。過去の処方歴も見れない状態という、なかなか、あとは患者さんのやはり様子とかを見て、その中で、現状では、見極めていただく以外に手だてはないという印象でございます。

○上村部会長　ありがとうございます。よろしいでしょうか。
葛原委員、どうぞ。

○葛原委員　ありがとうございます。

資料6-3の啓発について、意見ということで一つお願いします。

薬剤師さんは、本当にいろんな世代の方々に関わっていただいております。国立市でも市の事業で、例えば地域における介護予防教室ですとか、あと、シニアの健康講座というか、養成講座とか、あと、今年から母子保健の出産前の両親学級、そちらのほうでもお薬に関してかかりつけの薬剤師の先生からご講義いただいて、すごく身近な存在になっています。ですので、こういった啓発資材ができたときには、本当に市の事業と連携を取っていただくと私たちもすごく助かります。

以上です。

○鎌田生活環境安全課長　ありがとうございます。

今回作りました資料につきましては、各市の健康課さんを通じて、また薬剤師会にも啓発にご協力いただきたいということで、提供をさせていただく予定としております。どうぞよろしくお願いいたします。

○上村部会長　ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続いて、(ウ)の「小中学校生を対象とした食肉を原因とする食中毒予防の効果的な普及啓発」について、事務局からご説明をお願いいたします。

○鎌田生活環境安全課長　事務局でございます。

小学生を対象といたしました食肉を原因とする食中毒予防の効果的な普及啓発の報告について、させていただきます。資料は7をご覧ください。

本事業の背景となります。平成23年の飲食チェーンにおける腸管出血性大腸菌食中毒事件を契機に、安全確保のための牛肉や豚肉の規格基準等の法整備が進められているところでございます。しかしながら、食肉の生食や加熱不足を原因といたしました食中毒につきましては、依然として毎年発生しているところでございます。

令和4年度に東京都が実施いたしました「食肉の生食等に関する実態調査報告書」によりますと、食肉の生食等をよく食べる方の喫食開始時期につきましては、小学生の頃からの割合が高く、幼少期、子供の頃からの経験が成人になってからの食肉の生食習慣につながるということが示唆されているところでございます。

一般的に抵抗力が弱い子供たちは、食中毒が重症化するおそれがありまして、特に注意が必要とされているところでございます。

課題といたしましては、食の安全のために、子供のうちから、生食等のリスクを正しく理解するなど、食に関する適正な判断力を養うための啓発が必要であるというふうに考えております。子供は食中毒のハイリスクグループであり、積極的に啓発を実施したいところですが、保健所といたしましては、正しい情報を子供に届ける手段や機会がなかなか少ないという状況にもございます。

そこで、当保健所としての実施内容ですけれども、東京都で、食品衛生法に基づき策定いたしました「東京都食品衛生監視指導計画」における「食品安全に係る調査研究等」として、小学生を対象といたしました食中毒予防のモデル事業を実施し、啓発方法やその効果について検討を進めました。

モデル事業の実施に当たりましては、東大和市の教育委員会にご協力いただきまして、東大和市立第六小学校の6年生を対象に実施いたしました。

内容は、ハンバーグ調理による食中毒の物語を読み、主人公の行動の間違いや、どうすれば食中毒を防げたかを右の写真にあるように、グループ活動で考え、発表してもらったところがございます。

参考資料としてお付けいただいている資料をご覧ください。

授業で使用したスライドの一部を紹介させていただきます。タイトルは「立川ひーとくんはじめてのハンバーグ作り」、食品衛生担当の職員がイラストを描き上げて、1から物語を作りました。

ストーリーといたしましては、主人公の男の子がハンバーグを作るために、スーパーマーケットへ買物をするところから始まります。買って来た挽肉を冷蔵庫にしまい忘れたり、ハンバーグを作った手でサラダの盛りつけをしたり、ハンバーグの中が赤い状態で食べるなど、衛生的ではない間違った行動をし、最後は家族で食中毒になってしまうという結末のストーリーとなっております。

3枚目のスライドをご覧ください。

参加した児童たちには、食中毒の原因となった主人公の行動や解決策をグループで話し合っ発表してもらいました。児童からは、「冷蔵庫に入れるべきだった」、「石けんで手を洗うべき」、「ハンバーグの中が赤い状態のまま食べてはいけない」などの意見が出ました。

4枚目のスライドをご覧ください。

食中毒予防の3原則、つけない、増やさない、やっつけるについて、子供たちにも分かりやすいように菌をつけない作戦としてピカピカ作戦、菌を増やさない作戦としてヒエヒエ作戦、菌をやっつける作戦としてアツアツ作戦とイラストつきで説明をいたしました。

5枚目のスライドをご覧ください。

先ほどグループで考えた解決策、冷蔵庫に入れるべきとか、そういったものですね。こちらについて、どの解決策がどの食中毒予防の作戦に当てはまるかどうかを選んで、それぞれキャラクターのシールを貼って理解を高めてもらいました。

6枚目のスライドをご覧ください。

食肉による食中毒予防には加熱が一番大切でございますので、お肉はしっかり焼いて食べる、焼かれたものを食べるとみんなで読み上げて、授業のまとめといたしました。

横書きの資料にお戻りください。

授業を受けた児童の感想でございますけれども、授業の満足度や理解度について95%以上の児童から高い評価を得たところでございます。

感想といたしましては、「生肉の危険性を深く学んだ」、「食中毒についていろんなことを知れてすごく良かった」、「楽しかった」などでございます。

また、9割以上の生徒が、生や加熱不十分のお肉を食べることの危険性をよく理解できたと回答いたしました。また、3割以上の子供たちが、モデル事業の内容の具体的な内容について、家族に帰ってから話していたということがアンケート結果で分かっております。

今回のモデル事業の評価や今後の予定についてでございますけれども、小学生向けの食中毒予防の教材を新たに今回作成いたしました。そして食中毒について知識、特にリスクの理解を啓発できたことが成果であると考えられます。

また、授業の具体的内容を家族に話していたということから、学習内容を理解し、知識の定着が図れた児童が一定数いたと考えられます。

今回初めての取組であったことから、得られた結果等を検証いたしまして、今後とも子供たちへの食に関する適正な判断を養うための啓発手法を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○上村部会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問がございましたら挙手をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

どうぞ。

○奥山委員 奥山です。

一つは、そういうモデル事業としてされて、これはこれでいいと思うんですけれども、一般の授業の中で、こういう授業というのはこれまではされていないのでしょうか。例えば、中学になると家庭科とか、そういう中で教育でされていたのではないかというのが一つと、むしろ私の経験からすると、家庭の教育というか、親から言われていたというようなことがあるので、やはりもちろん生徒さんが学ぶのも多いのですが、それを3割の方が家族と話し合っていますから、やっぱり家族内で話したことが一つ大事だろうということと、もう一つはそのいわゆる一般的な授業の中での取組とかいうことがあれば、あえて必要ないのかなというふうにも思ったんですけど、そこがやっぱり欠けているという認識なのか、そこを教えていただきたいと思えます。

○鎌田生活環境安全課長 ありがとうございます。

一般の授業の中についてということなんですけれども、現時点で学習指導要領というものがあるんですけれども、残念ながら今回、まず小学生に関しましては、そこまで指導要領上はない

というところがございますので、今回の授業も食育の範囲の中でやらせていただいたというところがあります。

おっしゃられるとおり、親からということについてですが、今回我々としてもそれは必要なことだと考えておりました、親からの教育も必要ですし、子供が学んできた内容が今度は親に伝わることで、親の意識も変わってくるというところがありますので、そういった点も期待して啓発活動を進めていたところがございます。

また、一般的に子供向けのものはないかということなんですけれども、資料といたしまして、こちらの保健所で作ったものはございません。あとは、東京都や国のもので子供が分かりやすいような動画も作ってございます。それらは一般論化した内容であるため、今回はこういった場面で、こういった行動をしたほうがいいのかを学ぶことにフォーカスを当てて授業を作らせていただきました。

以上です。

○上村部会長 よろしいですか。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。食中毒の件でございますけれどもよろしいでしょうか。

それでは、次に進めさせていただきます。

(エ) 課題別推進プランの取組状況報告について、事務局から説明をお願いします。

○吉井市町村連携課長 それでは、次第の(エ)の①についてご説明いたします。

資料は8ですね。令和7年度課題別プラン取組報告、こちらをご覧ください。

パワーポイントの8つのシートで、両面2枚の資料ということになっています。

この課題別プランといいますのが、正確には、課題別地域医療保健推進プランということで、これは地域保健医療推進プランのうち、特定の課題テーマを決めて、その課題、具体的な行動計画を年度ごとに策定をして、地域保健医療推進プランの着実な推進を図っていくというものとしております。

このタイトルでございますように、令和7年度、当保健所で若者の自殺対策を推進するための地域ネットワークの構築を課題に取り組みしております、これについてのご報告ということになります。

まず、1枚目の資料の下の資料、この事業実施の背景についてということですが、これはもともと全国的にも小中高校生の自殺者の増加というのがあり、圏域においても、この自殺者のうち20歳未満の割合が高いという傾向がまずございます。さらに、当保健所においても、医療機関などから、連携の相談があったり、定時制・通信制の高校などの教育の現場からも、こころの健康教育の依頼を受けるといったことで、若者のこの自殺対策の強化の必要性というのを感じていたところでございます。

その上で、若者の自殺対策を推進していくためには、地域の関係機関が、それぞれ個別に取り組みというだけではなく、これらを統合して、ネットワークをつくって相互に連携して支援を行っていく必要があるということで取組を始めました。

では、資料をおめくりいただいて、次ページをご覧ください。

この事業は、令和6年度、7年度の2か年で実施する計画ということにしておりましたが、昨年度はまず現状把握としまして、地域の関係者へのヒアリングを行いました。それから、若者の「自殺対策推進ネットワーク会議」というのを初めて開催いたしまして、この会議では、これまでも直接的には関わりのなかった方なども含めて、自殺対策に関わっておられる機関やそういった方などで構成する会議ということで開催をしたということでございます。

それから、自殺対策の講演会の実施、また、若者に有効な情報発信ということで、何か若い子たちが情報発信しやすくするようなツールをどうしたらいいかというようなことを検討したということでございます。

下段のシートになりますが、そういったことを踏まえて、令和7年度の事業目標としては、この目指すところというところがございますように、圏域内の若者が安心して自分らしく暮らしていくために、地域ネットワークで支援していくというところに目標を置きまして、令和7年度の目標として、その下のところがございますように、地域ネットワークの強化を図ること、それから、子供や若者が自分の思いをうまく表現できるようサポートをできるようなガイドブックを作成するといったことを目標として、そういったことを通じて、圏域内の支援力を高めていくというようなことで、目標にして進めていったということでございます。

右側の令和7年度の事業実施についてというところですが、こうした目標に対して、それぞれそれに対応する事業ということをこちらでお示ししております。右側の記載がございますように、令和6年度に引き続いて、この若者の自殺対策推進ネットワーク会議というのを開催しているところでございます。

それから、関係者間での支援や連携における課題などを共有いたしました。

また、地域関係者向けの講演会も実施いたしまして、若者に有効な情報発信をサポートするツールについても検討し、さらに、これは以前からやっていた会議ですが、自殺総合対策担当者連絡会というのを引き続き実施して、この事業の推進に役立てたということでございます。

それから、下のシートになりますが、それぞれ実施した内容について、具体的に記載をしております。

特に、この真ん中の2の地域関係者向けの講演会の実施、それから、3の若者に有効な情報発信についてというところについて、次ページでさらに詳しくご紹介をしております。

1枚おめくりください。

上の段ですね。ここの地域関係者向けの講演会というのがございますが、こちらは昨年12月12日に、自殺未遂者支援と連携のための実践と題した研修会を実施したということで、これは災害医療センターと立川市との共催で行いました。こちらは、右のほうに参加者の内訳がございますが、病院とか、市の関係者だけではなく、学校関係からもかなり3分の1ぐらい参加いただいて、ほかにもNPO法人とか、児童相談所などいろいろな各方面から、ご参加をいただいたということでございます。

この研修会は、NHKの首都圏ニュースでも取り上げられましたので、この後、皆さんにご視聴いただきたいと思いますと思っています。

最後に、この若者に有効な情報発信ということの検討ですが、これは「こまったときの伝えかたガイド」という薄い冊子で、皆さんの机上にもお配りをしている、こういうものですね。この伝え方ガイドということでございます。

ということで、若者に「こまったときのこの伝えかたガイド」で、オンライン参加の方々にも保健所のホームページで、間もなくダウンロードができるようになりますので、今はお手元にないかもかもしれませんが、ご興味ありましたら、また改めてご覧いただけたらと思います。

また、こうした冊子を使っていただいて、まずは、子供たちが自分のつらい思いなどを率直に伝えられるようにして、孤立して悩みを自分だけで抱え込まないようにいうことで、手助けをしていくということでの取組ということで行ったところでは。

以上、自殺対策のご報告ということでございます。

先日、NHKで放送されました12月12日の研修会の様子を、今準備をしておりますので、そちらをご覧いただけたらと思います。

(動画視聴中)

○吉井市町村連携課長 ありがとうございます。

こういった形で、短いニュースでありましたけども、NHKでも取り上げていただいたということでのご報告でございました。

それでは、次に、(エ)の②のご説明に入ります。

こちらが、令和8年度の課題別推進プランのご説明ということになります。A4の横の1枚の資料ということになります。来年度の課題別プランについては、これは実は今まだ、保健政策部に計画書を提出したところということで、まだ確定したわけではないんですが、現時点でこのようなことを予定しているということで、ご説明させていただきます。

まず、予定しているテーマなんですけど、圏域における災害時の対応力の向上ということにしておりまして、もし仮に、首都直下型の地震などの大規模な災害が発生した場合に、保健所は広域的で専門的な公衆衛生活動の拠点としての役割を求められているということですが、そのためには、平常時からしっかりと役割を果たせるよう準備しておく必要があるということでございます。この課題として、こちらに大きく三つ記載していますように、第一に災害時に保健所が求められていることをはっきりさせる。明確にするということが一つ。それから、この圏域の各市であるとか、医療機関などしっかりと連携を平常時からしておくことが必要であること。そして、私どもこの保健所の内部においても、この一部の職員が取り組むということではなくて、全職員が災害時にしっかりと活動できるようにしていく必要がある。この三つが大きな課題というふうに考えております。

これらについて、具体的にどういうことをしていくのかということになりますが、市の防災主管の部署などとも定期的に連絡調整を行う防災担当者会、それから、市で実施する防災訓練などへ参加したり、あるいは見学をする。それから、災害医療センターなど医療機関との情報連絡訓練、あるいは災害対応研修など、こういったことを通じて平常時から市や関係機関との連携を強めていくことが必要と考えています。こういったことは、実は今年度もある程度実施はしておりますが、引き続き継続していく必要があると考えています。

それから、2点目として、災害時の保健所活動マニュアルというこれは局で今改訂作業をしているところなんですけど、これができたところで、私どもの多摩立川保健所の災害時の活動マニュアル、これも見直していく予定としております。これについては、災害時において、多摩

立川保健所としてどう対応していくのか、具体的にどう動くのかという被災時の対応について、改めて整理していく必要があるというふうに考えております。

それから、3点目としては、所内での取組になりますが、職員向けのオリエンテーションの実施であったり、所内での研修訓練、それから災害ワーキングなどの機会を通じて、全所を挙げて意識啓発を図っていくということを現時点では予定として考えております。

事業の中身については、まだ現段階で確定してないところもございますが、このような内容の取組を考えているというところでご報告をさせていただきました。

説明は以上でございます。

○上村部会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明について、ご意見、ご質問等ございましたら、挙手をお願いします。いかがでしょうか。

宮本委員、どうぞ。

○宮本委員 宮本です。

ご説明ありがとうございました。

資料8でご説明いただきました自殺対策の地域ネットワークの構築、大変有意義な取組だと思います。非常にいい方向に向かっているなと思ひましてありがたく思います。

また、伝えかたガイドですか。こちらもう非常によくできているなという感想でございます。先般、立川市の青少年問題協議会でも紹介をいただきまして、委員さんたちも非常にいい。これはよくできている。ぜひ使いたいというお声が噴出をいたしておりました。そういう意味では、高校生だけではなくて、中学生にも、高校生のほうがやっぱり有効かとは思ひますけれども、中学生のうちから声を上げるというような発想を持っていただくためにも、こうしたものを繰り返し、この年代で使っていただくのがよろしいんじゃないかなと思ひます。

特に立川市は、いじめ対策に大変力を入れてまいりましたけれども、今まで教育委員会の部局を中心にやってきたんですが、来年度からは市長部局でも、いじめ対策を重ねて取り組んでいくという、大変そこに向けての力を入れていくという方向ですので、そうしたところにも活用をするのに非常に有効なツールだなと思ひました。ぜひ積極的に進めていただきたいという要望でございます。

以上です。

○吉井市町村連携課長 ありがとうございます。

冊子としてお配りするのは印刷して数に限りがあるので、ある程度管内の学校を中心にということで予定をしておりますが、先ほど申し上げたようにホームページでダウンロードして、どなたでもそれを取り出せるようにしてまいりますので、幅広く活用していただけたらいいなというふうに思っております。

○上村部会長 それでは、春日井委員、Webからどうぞ。

○春日井委員 国立市の春日井と申します。ありがとうございます。

令和8年度のプランを今説明をしていただいて、まだこれ本決まりではないですよというふうな話なんですけども、医師会としても行政と話をしながら、防災、災害時、そのときにどんなふう動くのという話を長いことやってきています。残念ながら、担当が替わると、何かそれまで話していたものがちゃんと継続されないという特徴がありまして、何とかせにゃいかんと思っているんですけど、なかなか前に進まないんです。

それで、今回多摩立川保健所管内の災害時の活動マニュアルというふうなものを、また改訂しますというふうな話に今上がっているんですけど、これは我々が閲覧、新しいものというふうな今すぐに言っていないんですけども、古いものを閲覧して参考にさせていただくようなことというのは可能なんでしょうか。

教えていただけたらうれしいと思って質問をしました。

○吉井市町村連携課長 基本的には、この立川保健所災害時マニュアルというのは、所内のマニュアルということで公表しているものではないんですが、医師会の関係者の方とか、内容について確認していただいて、医療機関と関わっている部分や医師会の先生方と関わっている部分については、こういう内容になっているということを理解していただくためにも、見ていただくということはもちろん可能だと思います。

ただ、オープンにしているものではないので、災害があったときに活動するときの我々職員のマニュアルというようなもので作っているものではありません。

○上村部会長 よろしいでしょうか。

また、Webから岡部委員お願いします。

○岡部委員 食品衛生協会の岡部です。どうも途中からの参加で申し訳ございません。

非常に残念なことに、児童生徒が529人という年度での自殺をされたというふうなことに、ここで新聞にも出ていましたけど、教育委員会と学校との連携という部分の中で、学校スタートだったいじめの相談が、教育委員会にダイレクトに相談できますよと。それと、学校と一緒に解決していくというふうなことが書かれていたと思うんです。それと同時に、私が非常に危惧しているのは、例えば前の会議のときもお話した経緯があったと思うんですけど、例えば自殺をいろんな部分でネットで検索すると、いろんな例えば死に方とか、いろんな事例を含めてあおるような事例が非常に多いんですね。検索するとですね。そういった部分というのは、併せて一緒に解決しなくちゃいけないと。地域連携というのは、もちろんそうだと思うんですけど、そういった情報が子供たちにダイレクトに入ってしまうというふうなことに、関係機関と、そういった部分は地域連携で、今回みたいなお話の中では大変大事なことだと思うんですけど、そういった部分の情報提供についての規制とか、そういった部分は保健所としては、どのような形で捉えられているか、お聞かせいただきたいと思います。

○吉井市町村連携課長 ご質問ありがとうございました。

自殺対策に関しては、これはまず東京都の自殺総合対策という部署が保健政策部にあって、ここでその東京都の全体の取組をしていること。あと、それぞれ各市で、計画を立てて実施しているということでございます。今おっしゃったような、例えばネット上での規制とか、全体に関わるようなことについては、国も含めて、そういった規制ということをやっているかと思いません。

私どものその圏域の中での取組としては、様々な今回はいろんな教育機関の方々も初めてこういうネットワーク会議などでお話をする機会をいただいて、いろいろな情報交換をする中で、生徒に対して必要な情報提供をしたり、あるいはそういったネット情報などの取組についても、例えば生活指導の面で指導して、そういうことに対して閲覧を制限するような指導をしたり、そういったことにつながっていくことを期待してやっているところでございます。

子どもから直接的にこの閲覧制限をかけたり、そういう生徒に対して働きかけるというのは、できてはいないんですが、そういった今ご指摘いただいたような内容のことも、ネットワーク会議などで伺っているところですので、そういうことについても、今後対応していく必要があるかなというふうに思っております。

○岡部委員　　今、そういうこともあるというふうなお話をされたけど、そういうことは非常に多いと思いますよ。自殺をされる人たち、子供たちというのは、そうは相談しないですよ。人に。情報としては多少もらすかもしれないけど、そうは情報として、相談したりなんかしないと思います。何で検索や情報を得るかと言ったら、今言ったようなネットで検索したり何かということが非常に多いと私は思います。今の子たちはね。特に。ですから、そういった部分は、前もってやはり規制をかけるなりなんなりという部分は大きな声として上げていかないと、片手落ちになるんじゃないかなという気がします。

ですから、その辺は声として、かなり言い続けてきていることで、大分規制はされたり、削除されたりということも時としてはあるみたいですけど、そこまでやれるんだったら徹底的にやってもらおうということをやっぱり進言したいというふうに思います。

以上です。

○岡田地域保健推進担当課長　　補足よろしいでしょうか。地域保健推進担当課長の岡田と申します。

ネット検索については、やはりいろいろ課題がありますので、例えば死にたいとか自殺にまつわるような検索を入れた場合に、検索のトップに自殺の相談センター、厚生労働省、相談場所等のページが表示されるといったような取組は、都や国で進めているところがありますので、多少効果があるようには聞いております。

以上です。

○上村部会長　　どうぞ。

○中坪保健所長　　あわせて情報提供なんですけれども、私、東京都の保健所長会の代表で、先ほど言った東京都の自殺対策総合会議にこの前出てきたんですけれども、やっぱりそのネット

で調べて、そういう自殺につながるということが多いので、東京都としては、そういうネットでつながって、例えば孤独、寂しいとか、何かパワハラがあるとか、子供だけじゃないんですけど、そういう自殺に関する関係するワードを検索すると、一番上にそれに関連する広告が出るように載せて、それをクリックすると、直接その人が電話してきたらなんですけども、相談に乗るような、そういう広告連動型の検索のよさというのをどんどんつけているということを知っています。

結局そこでクリックするのは、全体でいうと1%とか、2%らしいのですけれども、確実に効果は出ているというふうに聞いているので、それが何もしないよりはやっぱり効果は出るのかなということで、そういうことを保健所としてではなく、東京都としてなんですけれども、やっぱりその広告の予算というのは、なかなか保健所だけでできるものでもなく、東京都として大きな予算をつけてやっていると聞いていますので、そこについては、引き続き都と保健所と連携して取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上です。

○上村部会長 ありがとうございます。

はい、どうぞ。

○奥山委員 国分寺市の奥山です。

やはりこの自殺対策は、すごく私も大事だと思っていて、6年度、7年度ということで、8年度は震災というか、災害対応、災害も大事なんですけど、やっぱりその7年度で終わり、この冊子を作ったからこれでよしということではやはりいけないんじゃないかと思うので、継続的にこういう取組をぜひしていただきたいというのが1点と、パンフレットはとてもいいものだと思いますけど、それはやっぱり目に触れない、手に取られないではしょうがないので、予算云々でなくて、ばら撒く形で配っていただいたり、それから、今ありましたようにサイトのほうですね、やっぱり若者はパンフレットもですけども、いろんなSNSを使って情報を得てきていると聞いていますから、そこからこういうものが目に入るとか、今もいろんな情報提供をいただきましたけれども、やっぱりそういうサイトから対策をするための予算とか、取組とかいうほうにも力を入れていただければなと思います。

以上です。

○吉井市町村連携課長 ありがとうございます。

課題別のこのプランというのは、大体2年とか、1年とか、そういう期間限定でやる取組ですので、この課題自体は6、7年度ということで終わるわけですけど、引き続きこれは8年度以降も自殺対策についてはやっています。この自殺総合対策協議会、これは継続してやっていくということで、しっかりと今後も取り組んでいきたいと思っています。

それから、この冊子もこれから配布していく予定でもありますので、また評判などを聞きながら、今後さらに拡大していけたらなというふうに思っています。ご提案ありがとうございます。

○上村部会長　よろしいでしょうか。今、いろいろなご意見が出ましたけど、意見というよりかなり強い要望ということで受け止めていただければというふうに思います。

では、続いて（２）のその他に移りたいと思います。

委員の皆様から本日の会議全体でも結構でございますので、意見とか、ご質問などございましたら、挙手をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。一つだけ、私、部会長として何ですけれども、一番最初に佐伯委員から出たように、偽造処方箋の件で、薬局をやっていますので、身近に感じているところでございます。この処方箋が今は偽物かどうかというのも非常に巧妙になっていまして、コピーしたらコピーと出るのもございます。でももう今はそういう時代じゃなくて、もう幾らでも工夫ができる時代になって、本物ともほとんど見分けがつかないというような時代になってきています。ただ、偽造処方箋は完全に犯罪ですから、我々も保健所さんとか、警察には言うんですけども、要は受診を多数でやっているんですね。うちでもそうですし、それから、私の友人のところで千葉とかそういうところからも報告があったんですけども、一人が大体６医療機関ぐらいから同じ向精神薬をもらっているんですね。それで、かなりの量をもらっているということがありますので、そうするとなかなか一人で飲める量ではないので、多分どこかで販売しているんじゃないかなという疑いもちょっと持っているところなんですね。

でも、それが先ほど佐伯委員がおっしゃったように、電子処方箋になったら、今まで分からなかったんですけど、薬局の薬歴のところに、この人がどこの医院でもらっているとか全部出ちゃうんですよ。だから６医療機関の情報が全部出てくるので、今後こういうITがどんどん進んでいって、その辺のところをどんどん防げていくのかなというような感想を述べさせていただきます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、そろそろ閉会の時間にもなってきましたので、以上をもちまして、本日の議事を終了させていただきます。

委員の皆様には、ご協力いただきまして、本当にありがとうございました。

それでは、マイクを事務局に返します。

○吉井市町村連携課長　皆様、本日は貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。

また、資料の最後にご意見シートをつけさせていただいておりますので、本日この場でお寄せいただいたご意見以外にも、お配りした資料などで何かお気づきの点がございましたら、お手数ですが、ご意見シートにご記入いただき、２月２４日までに私どもにお送りいただくとありがたいと思います。

またWebのご参加の方もメール等で、もしご意見がありましたらよろしくお願いたします。

それでは、これもちまして、北多摩西部地域保健医療協議会の生活衛生部会を閉会させていただきます。本日はお忙しい中、ありがとうございました。

午後２時４２分　閉会